

札幌市学校医（耳鼻科）の職務等説明資料

1 身分

学校医は、札幌市医師会会長の推薦を受け、札幌市教育委員会が委嘱する、地方公務員法第3条第3項第3号に規定する非常勤の特別職です。

2 委嘱期間

委嘱する日から委嘱する日の属する年度の末日まで（毎年更新）。

3 職務

(1) 学校医の職務執行の準則～学校保健安全法施行規則第22条より～

- 一 学校保健計画及び学校安全計画の立案に参加すること。
- 二 学校の環境衛生の維持及び改善に関し、学校薬剤師と協力して、必要な指導及び助言を行うこと。
- 三 法第八条の健康相談に従事すること。
- 四 法第九条の保健指導に従事すること。
- 五 法第十三条の健康診断（児童生徒等の定期健康診断）に従事すること。
- 六 法第十四条の疾病の予防処置に従事すること。
- 七 法第二章第四節の感染症の予防に関し必要な指導及び助言を行い、並びに学校における感染症及び食中毒の予防処置に従事すること。
- 八 校長の求めにより、救急処置に従事すること。
- 九 市町村の教育委員会又は学校の設置者の求めにより、法第十一条の健康診断（就学時の健康診断）又は法第十五条第一項の健康診断に従事すること。
- 十 前各号に掲げるもののほか、必要に応じ、学校における保健管理に関する専門的事項に関する指導に従事すること。

上記の法規の規定を受け、札幌市立学校（園）では代表的なものとして、実際に以下のような職務をお願いしています。

ア 幼児児童生徒の健康相談（通年：学校からの電話相談等）

イ 幼児児童生徒の定期健康診断における耳鼻科検診（4月～6月 30 日までに実施）

以下を対象に耳鼻咽喉頭の疾患及び異常を検査。

- ・幼稚園児、小学校 1 年生、4 年生、中学校 1 年生、高等学校 1 年生全員
- ・上記以外の学年で医師等が特に必要と認めたもの

(2) 学校医職務記録簿の提出

学校（園）において学校医職務に従事された際には、その状況の概要を『札

幌市学校医執務記録簿』に記入し、学校長（園長）に提出していただきます。
記入用の用紙は学校（園）に備え付けております。

4 学校医報酬

(1) 支払時期

毎年度3月に、当該年度分を口座振込によりお支払いします。

(2) 報酬額

毎年度、以下の算式により、報酬額を算出します※¹。

年度途中に、委嘱又は退任された方には、以下の年額を委嘱月数により月割計算し、報酬額を算出します。

$$\text{年額：145,000 円} + 299 \text{ 円} \times \text{児童生徒数}^{\ast} + \text{加算}^{\ast}$$

※ 令和7年度時点。年度により算式は変更となる場合があります。

※ 毎年5月1日現在の人数です。小中学校における特別支援学級の児童生徒数は、1名あたり5名として計算します。

※ 交通費は支給対象外です。

※ 加算の説明

各種加算	金額	説明
検診器具消毒加算	4,240 円	耳鼻科検診器具消毒業務に係る加算

なお、学校医は、医師個人を札幌市の非常勤職員として委嘱していることから、給与所得として所得税の源泉徴収を行った後の金額を個人口座にお支払いします。

<参考：学校医報酬額（1校当たり概算額）>

	概算額（税引後）
児童生徒数 400 人	250,000 円
児童生徒数 500 人	280,000 円
児童生徒数 700 人	340,000 円
児童生徒数 900 人	400,000 円

(3) 源泉徴収票

例年、11月に、前年度分の学校医報酬に係る源泉徴収票を送付します。

5 公務災害補償

札幌市立学校（園）の学校医は、公務上の災害を受けたときは、「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律」及び「札幌市議会の議員その他非常勤の職員等の公務災害補償等に関する条例」の規定に基づき、補償されます。

6 連絡先

(1) 連絡先・書類送付先（自宅、勤務先）の変更

(2) 報酬振込口座の変更、源泉徴収票の発行希望

札幌市教育委員会学校教育部教育推進課保健係

〒060-0002 札幌市中央区北2条西2丁目 STV 北2条ビル3階

TEL：211-3841 e-mail：kyoiku-hoken@city.sapporo.jp

耳鼻咽喉科健康診断実施要領（追補）

1. 健診対象（札幌市方式）

幼稚園児、小学生、中学生、高等学校生の全員を対象とすることを原則とする。

但し、幼稚園児、小学校1年生、4年生、中学校1年生、高等学校1年生を除く学年については、健康調査（健康カードの「今のようす」欄）及び聴力検査、前年度の健診結果等を参考にして、学校医が特に必要と認めた者についてのみを対象とする。

健診時に耳鼻咽喉科で通院治療を受けている者は除外する。

2. 健診方法

(1) 検査項目（学校保健安全法施行規則 第6条 1項 (4)、(6)）

- a. 聴力検査は、養護教諭等により学校医健診の事前実施する。（冊子「健康診断実施要領」参照）
- b. 耳疾患、鼻・副鼻腔疾患、口腔咽頭疾患及び音声言語異常等に注意する。

(2) 診断名（所見名）並びに判定基準（日本耳鼻咽喉科学会及び日本学校保健会の基準に準拠）

部位	記号	診断名（所見名）	判定基準
耳	ア	耳垢栓塞	耳垢栓塞及び耳垢のため鼓膜の視診が困難なものを含む。
	イ	慢性中耳炎	耳漏（耳だれ）及び鼓膜穿孔を認めるもの。耳だれのない鼓膜穿孔も含む。
	ウ	滲出性中耳炎	青色鼓膜、液腺などの溶出液の貯留の明らかなもの、強度の鼓膜陥没及び鼓膜癒着の疑いのあるものを含む。
	エ	難聴	選別聴力検査で異常のあるもの。健康調査その他で難聴、耳鳴りなどの訴えのあるもの。
鼻	オ	慢性副鼻腔炎	中鼻道、嗅裂に粘液性分泌物を認めるなど、一見してその所見の明らかなもの。鼻茸（鼻のポリープ）を含む。
	カ	アレルギー性鼻炎	粘膜の蒼白腫脹、水様鼻汁等での他覚的所見の明らかなもの。くしゃみ、鼻閉（鼻づまり）等の自覚症状、喘息、アトピー性皮膚炎等のアレルギー性疾患の合併を参考にする。
	キ	慢性鼻炎	上記疾患以外で鼻呼吸障害及び鼻汁過多が著明と思われるもの。
	ク	鼻中隔彎曲症	彎曲が強度で鼻呼吸障害及び他の鼻疾患の原因になるとと思われるもの。
のど・声・口	ケ	アデノイド	鼻呼吸障害、いびき及び特有な顔貌、態度に注意する。
	コ	扁桃肥大	高度の肥大のために、呼吸、膝下の障害（のみこみにくくなる）をきたすおそれのあるもので、慢性炎症所見の少ないもの。
	サ	慢性扁桃炎	他覚的に明らかに慢性炎症所見のあるもの。習慣性扁桃炎（くりかえす扁桃炎）、痛巣感染源（他の疾患の誘因）と思われるもの。その他口蓋扁桃に著しく異常の認められるものを含む。
	シ	音声異常	嚔声（声がれ）、変声障害、鼻声などに注意する。
	ス	言語異常	言語発達遅滞、構音障害及び吃音などに注意する。
	セ	口腔の慢性疾患	唇裂、口蓋裂及びその他の口腔の慢性疾患に注意する。
その他			その他の慢性疾患がある場合は、その他の欄の空白に記入する。

(3) 健診上の注意

- ・健康調査と聴力検査結果を参考にし、特にアレルギー性鼻炎、音声・言語異常は健康調査を重視する。
- ・被検者のプライバシーに配慮し、健康調査や所見名についての記録者との対話は健康カードに付されている記号を用いることが望ましい。
- ・乱暴な言葉使いに注意し、特に低学年児には警戒心や恐怖心を抱かせないように配慮する。